

令和7年11月21日
＜問い合わせ先＞
住宅局建築指導課
住宅局参事官(建築企画担当)付
代表 03-5253-8111

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和7年10月17日（金）から11月15日（土）までの期間において、建築基準法施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集を行いました。

上記政令案に寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○建築基準法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※2の個人・団体から合計6件のご意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、お寄せいただきましたご意見のうち同趣旨のものは適宜集約し、また、内容を適宜要約しています。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
1	今回新たに定めるデジタル登録証については、あくまでも選択制であり、紙による登録証（押印付き）の交付を希望する場合は、従来どおり紙による登録申請を行えばよいという認識であっているか。	申請手続及び審査手続における負担軽減の観点から、原則オンラインによる申請を推奨しておりますが、オンライン申請が行えない事情がある場合は紙による申請も可能です。 なお、オンライン申請を行うとデジタル登録証が発行されますが、オンライン申請時に紙による登録証の交付も希望する場合、申請者が必要な費用を負担することで、紙による登録証の交付も受けることが可能です。
2	資格者の新規登録時に、デジタル登録証の交付を受けた場合であっても、登録後に紙による登録証の交付を受けることは可能か。	登録後に、紙による登録証の交付申請はできません。なお、資格者の登録事項（氏名、本籍地）に変更が生じ、登録変更申請時に紙による登録証の交付も希望した場合、紙による登録証の交付も受けることが可能です。（デジタル登録証の変更も行われます。）
3	デジタル登録証について、その真正性についてはどのように確認すればよいのか。 また、資格者が欠格条項等に該当し、国が当該資格者について業務を行うことを禁止した場合において、登録証の領置等の処分を行う必要があるときは、デジタル登録証の場合はどのように当該処分を行うのか。	デジタル登録証の真正性については、デジタル登録証に記載している二次元コードを読み取ることで確認することができます。 また、デジタル登録証を交付した資格者に対して業務を行うことを禁止する場合においては、国が当該デジタル登録証を「一時停止」とする処理を行います。当該処理が行われた場合、当該デジタル登録証については、二次元コードを読み取った際に「無効」と表示されます。

		<p>(参考)</p> <p>デジタル資格者証の活用方法</p>
4	<p>指定確認検査機関等において、5年ごとに行う指定の更新の際に、当該機関に属する確認検査員等の登録証の写しを国に提出しているが、デジタル登録証の場合はどのように提出すればよいのか。</p>	<p>デジタル登録証は、マイナポータルからPDF形式でダウンロードすることができ、当該PDFデータをメールに添付し提出する方法や、デジタル登録証を印刷し、紙媒体として提出する方法が考えられます。</p> <p>(参考)</p> <p>デジタル資格者証の活用方法</p>